

福井県議会規則第 号

福井県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

福井県議会会議規則（昭和48年福井県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産（<u>配偶者の出産を含む。</u>）、育児、介護、<u>看護</u>その他の事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>（指定者以外の退場）</p> <p>第104条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人および議長の指定する者以外の者を議場および<u>傍聴席</u>の外に退去させなければならない。</p>	<p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他の事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>（指定者以外の退場）</p> <p>第104条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人および議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

欠席事由の追加等に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。